



二つが違う！二藤部クラスの特長

1

一方的に「聞く」講義ではなく「考える」講義

聞くだけの講義では脳へのすりこみが弱く、知識の定着が薄いと考えています。私の講義では、いわゆるアクティブラーニングを目指していきます。義務教育にも導入することが決められている方法です。アクティブラーニングは、「主体的、対話的で深い学習」とも呼ばれ、端的にいえば、能動的に学習に取り組むということを意味しています。授業を聞くだけでなく、自分で考え積極的に講義に参加し、学習効果を上げるようにします。私の講義は、講義中に受講生の皆さんにたくさん質問します。質問するといっても、名指して一人に答えでもうわけではありませんので安心してください。全体に質問して、一人ひとりで自分で考えもらいます。自分で考え、法律を考える力を養いましょう。

2

実務もこなす講師だからこそできる！実務のお話

私は平成17年（2005年）に行政書士開業しています。約18年の実務経験があります。私のメインの業務は外国人関連の業務ですが、他にも相続手続きや会社設立、契約書の作成など、いろいろな業務を取り扱ってきていますから、講義では実務のことでもお話しできると思います。皆さんが「講義に集中していない」と感じるとときは、積極的に実務の話もしていくことがありますので、そんなときは実務の話で一息ついでください。また行政書士試験合格後、どのような実務を行うかのイメージを持って学習できれば、学習のモチベーションも上がるでしょう。



二藤部クラス合格者からのメッセージ（2022年合格目標パーソナルコース受講）

二藤部先生の授業は御自身や他の行政書士の方の実務上のエピソードを盛り込んだ飽きの来ない活気あるものでした。授業中何度も受講生全員に質問が投げかけられ、一方通行の講義とはならないものでした。授業終了後何度も個人質問させていただきましたが、いつも懇切丁寧に説明していただき、時には、その質問のためだけの解説資料を御自身で作成の上、翌週頂戴することもありました。また、授業の進め方も通り一辺倒ではなく、重要項目・難解項目に十分時間をかけたメリハリの利いたものでした。

もう一つ大きな特徴として、通常の授業とは別に先生オリジナルの宿題（民法のハイレベルな記述問題が1問）が毎週出され、とても刺激的でした。毎回20点満点もらえるよう何度も解答を検討したことが後々大いに役立ちました。

3

二藤部講師オリジナル記述問題の宿題

行政書士試験では、40文字程度の法律文章を書かせる記述問題が3問出題されます。1問の満点は20点ですから、300点満点中60点と配点は大きく、記述対策は必須です。しかし、受講生の皆さんに記述対策として自分の書いた答案を誰かに採点してもらう対策をすることができるのは、模試等が始まる夏以降です。そこで、二藤部クラス（水道橋・千葉本校のみ）では、民法の講義が一通り終了した時点から、毎週1問ずつペースで民法の記述問題の課題を出します。それを自宅に持ち帰り、40字程度の記述の答案を書きあげてください。その答案は提出日に提出してください。提出された課題は、回収して私が講評を書き加え得点をつけてお返しします。解説や講評を書き採点していただけますから、解答はもちろん解説や講評、参考条文を記した答案を配りますので、自分の答案を比べてみてください。

記述は折一問題の知識が基礎となります。折一の知識があげられていないと、なかなか記述の解答を出すのは難しいです。二藤部クラスで行う記述の課題を通じ、条文やテキストを再確認し、記述対策をしていきましょう。

*通常形態（水道橋・千葉本校）でお申込みの方
限定の特典となります。

氏名：_____

問題：甲はヨリ前となり、日常生活で裁判場の新しい様子をみせるようになった。李は裁判場のをよくうなだり、自分の行為の結果を判断することができない状態となるため、甲に面接するなどの理由により、甲について後見業務の委託を家庭裁判所に申請して、その結果甲について後見業務の委託がなされた。その後、甲は所有的の土地を100万円で購入する契約をした上で地主に引渡し、甲は甲にして代金100万円の支払いを済ました。この場合、甲はどの請求に拘りし、どのような範囲の欠點を理由にどちらを請求すれば、「原告の支払いを私物とするがいいが、考え方の内容を2つ、40字程度で記述しなさい。

| | |
|-------|----|
| 10 | 15 |
| _____ | |

解説例
裁判場の欠點を理由に私物を主張するが、行為能力の欠點を理由に取扱を主張する。

ポイント
2つ記載して下さいから、2つ答えることが必要です。

意思能力が欠けた状態で契約を締結した者は、後見開始の審判を受けていてなくとも、その契約の無効を主張することができる（意思能力が欠けているため、意思能力によらず強制を主張できます）。

（余額請求）
第3条の2　法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかつたときは、その法律行為は、無効とする。
第4条　成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他の日常生活に関する行為については、この限りでない。

このプリントは、講師の二藤部が複数人に配布している資料です。LEC本校窓口にて問い合わせできませんので、直接、二藤部にご用意合わせください。



＼水道橋・千葉の乗り入れ自由！／